

2008年7月版

ハートフォードの

Reciente

レシエンテ

この商品パンフレットは、商品内容説明のための補助資料です。ご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)／ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

ハートフォード生命保険株式会社の
積立利率変動型個人年金保険Ⅱ型(円建)

募集代理店



三井住友銀行

引受保険会社



ハートフォード生命保険株式会社

ハートフォード生命から日本円でしっかりふやす個人年金



しっかりふやす

ご契約時に年金原資が確定します。
固定利率の複利運用で資産をしっかりとふやせます。

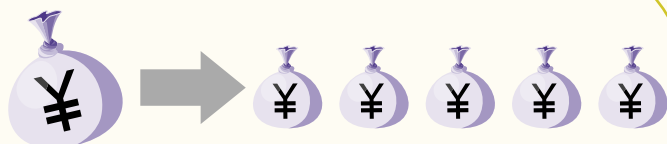
選べる受取方法

一生涯の受取など、ライフプランに合わせた年金受取が選べます。
更新が可能ですので、運用を継続して必要な時に年金を受け取ることも選択できます。



使える自動引出

利率保証期間中、運用益を
毎年受け取ることもできます。



まさかの安心

万一の場合でも、死亡保険金は一時払保険料相当額が
保証されていますので、ご家族への備えも安心です。



保険「レシエンテ」をお届けします

円建の個人年金保険のリスクと手数料について

- この保険は、市場金利*に応じた運用資産の価格変動が解約払戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約払戻金が一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約払戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります。
- この保険は、ハートフォード生命保険株式会社（以下「ハートフォード生命」といいます）が引受を行う積立利率変動型個人年金保険Ⅱ型（円建）であり、預金ではありません。したがって、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 引受保険会社（ハートフォード生命）の業務または財産の状況の変化等により、死亡保険金額、将来の年金額等が削減されること（信用リスク）があります。
- 年金額は年金受取開始日時点の基礎率（予定利率・予定死亡率等）により計算した金額となります。したがって、ご契約日時点の基礎率（予定利率・予定死亡率等）で計算した金額を下回る場合があります。
- 契約時費用：ご契約の新規成立・維持等や死亡・災害死亡の保障等をするための費用です。ご契約時、一時払保険料に対して契約時費用率（利率保証期間10年：5%）を乗じて計算した金額が控除されます。
- 更新時費用：利率保証期間の更新時の積立金額に対して更新時費用率（更新後の利率保証期間1年：0.1%、更新後の利率保証期間10年：4%）を乗じて計算した金額が控除されます。
- 年金管理費：年金支払の管理にかかる費用です。年金の受取期間中、年金額に対して1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。

※この商品にかかる費用の合計額は、「ご契約時の費用（「契約時費用」）」と「年金受取期間中の費用（「年金管理費」）」となります。また、特定のお客さまには「更新時の費用（「更新時費用」）」がかかります。

- * 対象となる期間が1年のときはLIBOR [ロンドン銀行間取引金利] (円)、
対象となる期間が2年以上のときは金利スワップレート (円) を指標とします。
ただし、LIBOR (円) または金利スワップレート (円) が消滅する等、上記指標を市場価格調整率の計算に用いることが適切でなくなった場合、ハートフォード生命は事前の予告なく変更することがあります。

ハートフォード生命の個人年金保険「レシエンテ」は

利率保証期間中

利率保証期間は 10年となります。

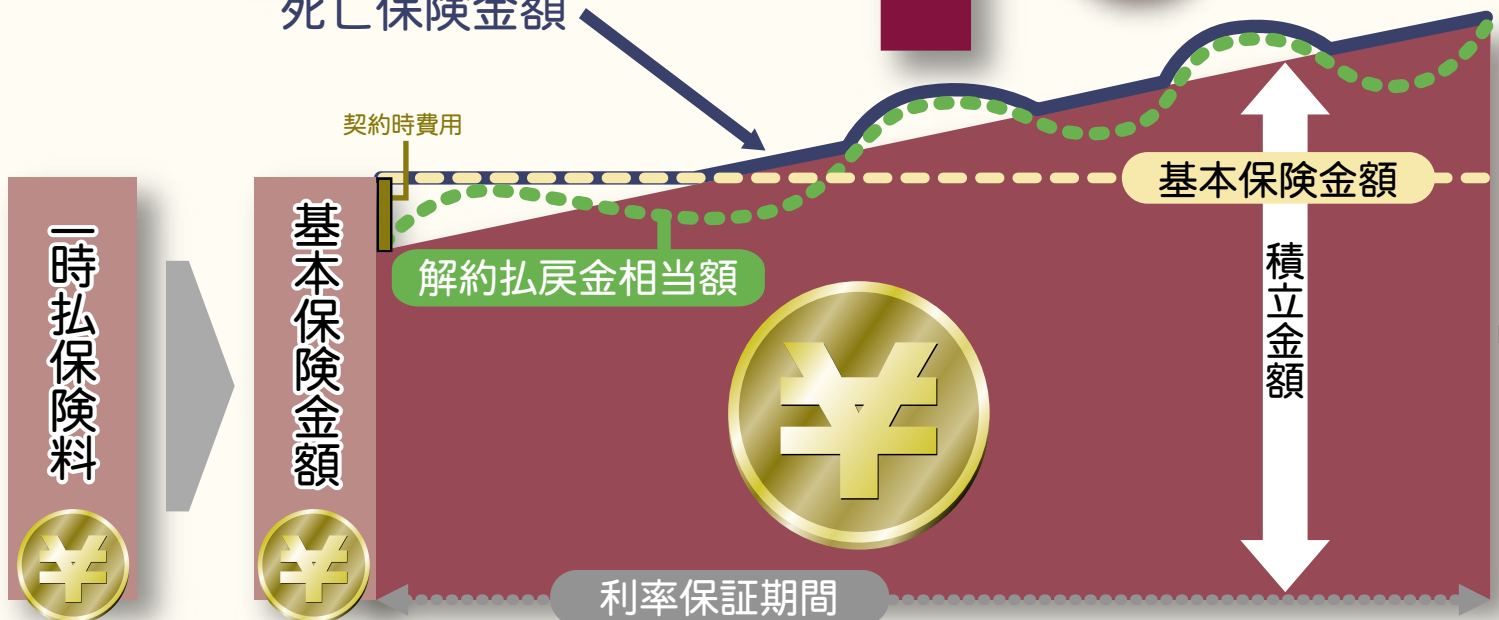
【イメージ図】



毎年受け取れる自動引出も選べます



死亡保険金額



契約日

据置(積立)期間

【契約の取扱】

契約年齢	0歳～満80歳
保険料払込方法	一時払のみ
基本保険金額	200万円以上1円単位
利率保証期間	10年(更新時に、1年・10年より選択)

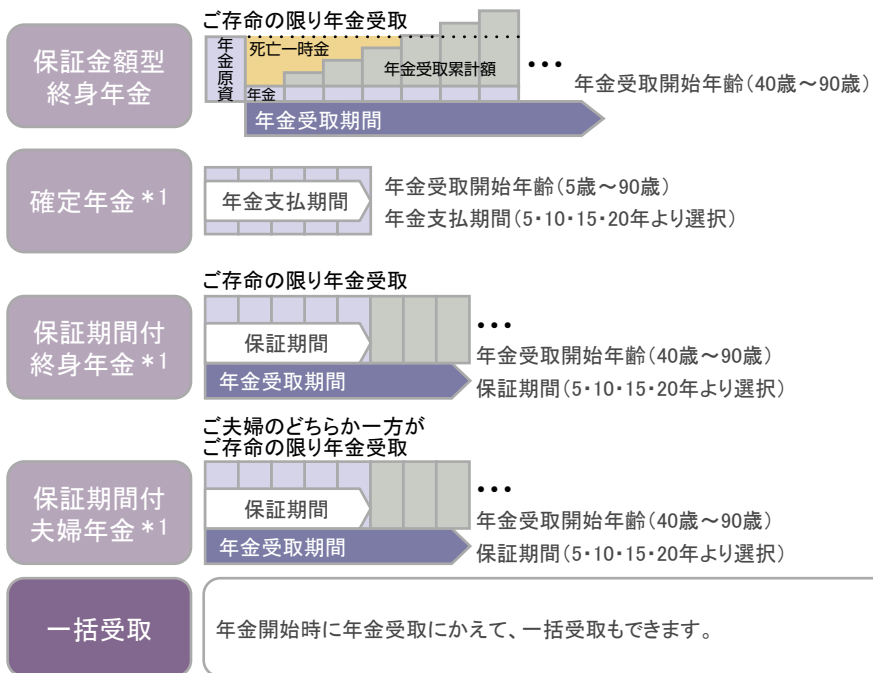
※更新時に選択できる利率保証期間は、ハートフォード生命により将来変更される可能性があります。

この商品パンフレットでは
・年金支払開始日を「年金受取開始日」と表記しています。

ライフプランに合わせた**選択肢**があります

利率保証期間満了後

年金の受取



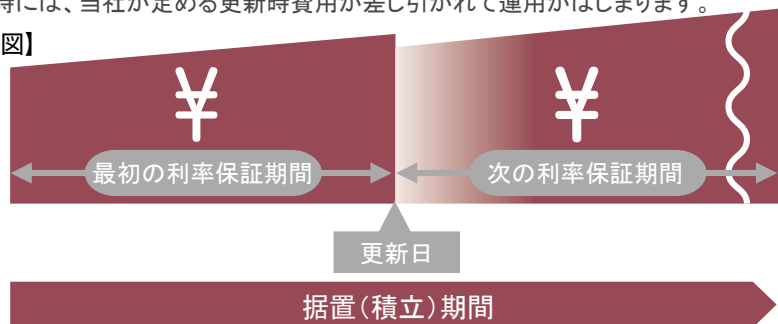
- *1 保証期間中(確定年金では年金支払期間中)、被保険者(保証期間付夫婦年金であればご夫婦の両方)がお亡くなりになった場合、未払年金現価*2を死亡一時金として受け取ることができます。
- *2 未払年金現価とは、保証期間中(確定年金では年金支払期間中)の残りの期間のお支払いしていない年金をハートフォード生命が所定の利率で割り戻した金額のことをいいます。
- 1回の年金額が10万円に満たない場合は、年金として受け取ることはできません。
- 年金額は、ハートフォード生命の定めるところにより、年金受取開始日の前日の積立金額をもとに、年金受取開始日における基礎率(予定利率・予定死亡率等)により計算した金額となります。したがって、ご契約時点では年金額は確定しておりません。

受取る方法

期間の更新

- 資産運用を継続したい場合には、更新することができます。
- 利率保証期間満了前の一定期間に1年・10年から利率保証期間を選択し、更新日の新たな積立利率で運用することができます。
- ※更新時には、当社が定める更新時費用が差し引かれて運用がはじまります。

【イメージ図】

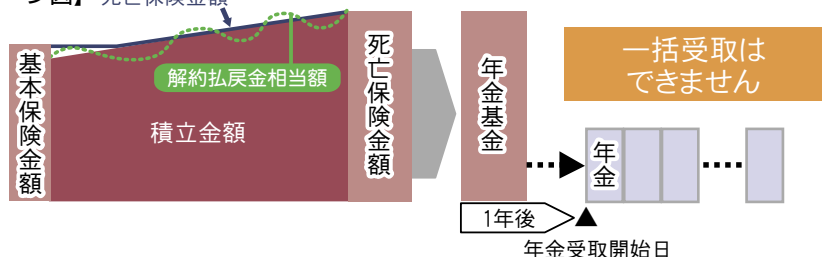


資産をのこす

- 相続年金支払特約により次の世代に資産(死亡保険金額)を年金でのこすことができます。

※相続年金支払特約は、当社の定める条件により付加できないこともあります。

【イメージ図】 死亡保険金額

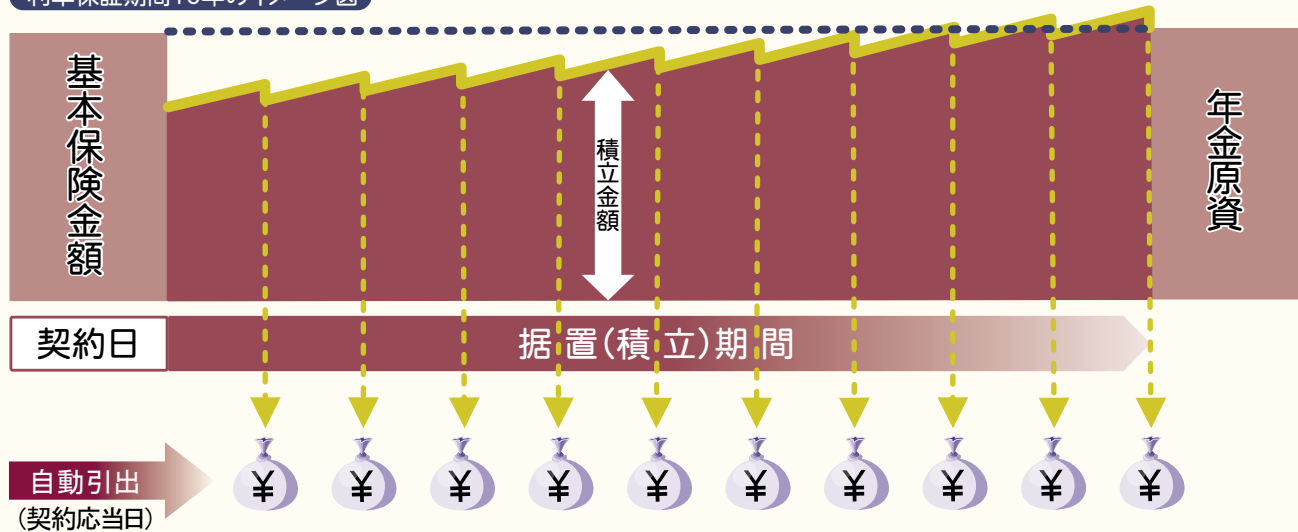


■毎年受け取れる自動引出

運用益を毎年受け取ることもできます。

- ・自動引出を毎年利用した場合には、利率保証期間満了時の年金原資は基本保険金額と同じになります。
- ・自動引出を行った場合でも基本保険金額は減額されません。
- ・自動引出分に対して市場価格調整は適用されません。
- ・自動引出を選択するには、基本保険金額が500万円以上必要です。

利率保証期間10年のイメージ図



■死亡保険金について

被保険者が年金支払開始日前にお亡くなりになられた場合、次のうち最も大きい金額をお受け取りいただけます。

- 基本保険金額
- 死亡日の積立金額
- 死亡日の解約払戻金相当額

※利率保証期間更新後の基本保険金額は、前回の利率保証期間満了時の積立金額となります。

配偶者契約継続

死亡保険金額のうち、配偶者がお受け取りになる金額を一時払保険料として契約時費用が差し引かれることなく新たな契約を開始することができます。ただし、配偶者が新たな契約者、被保険者および年金受取人となるご契約に限ります。

●保険金を受け取れない場合(主な免責事由)

責任開始日から2年以内の被保険者の自殺や契約者・受取人等の故意または重大な過失等の免責事由に該当するときは、保険金の受取ができません。免責事由について詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■解約・一部解約

解約時期や市場金利に応じて、解約時の払戻金額が変動します(基本保険金額の保証はありません)。

- 解約日が利率保証期間最終日から30日前までの場合
払戻金額 = 解約日の積立金額
- 解約日が上記以外の場合
払戻金額 = 解約日の積立金額 × 市場価格調整率
- 1回の一部解約請求金額は、10万円以上とします。
- 一部解約後の積立金額が200万円未満となる場合、一部解約はお取り扱いできません。

市場価格調整と解約による払戻金について

解約による払戻金は、解約時期や市場金利に応じて増減することがあります。

この商品は市場金利の変化等により生ずる運用資産の時価変動を払戻金に反映させるため、解約または一部解約等の際に、所定の方法により払戻金の金額を調整します(市場価格調整)。その結果、解約時または一部解約時等の市場金利によって払戻金が増加または減少することがあります。

- ・金利上昇時には払戻金は下がり、下落時には払戻金は上がります。
- ・据置(積立)期間が長いほど、変動幅は大きくなる傾向にあります。
- ・積立金額に対する調整なので、短期間で解約すると多くの場合、一時払保険料を下回ります。

【市場価格調整率の計算式】

$$\text{市場価格調整率} = \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率}^{*1}}{1 + \text{適用されている積立利率}^{*1} - \text{市場金利の変動幅}^{*2} + 0.25\%^{*3}} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{*4}}{12}}$$

*1 当該積立利率保証期間に適用されている積立利率です。

*2 「契約日または更新日直前の積立利率設定日における積立利率保証期間の長さに等しい期間の指標金利」から「解約日または一部解約日直前の積立利率設定日における当該積立利率保証期間の残存年数(1年未満切上げ)に等しい期間の指標金利」を控除した金利差です。

*3 債券等運用資産の取引に伴う諸費用等の割合で、0.25%です。

*4 当該積立利率保証期間の満了時までの残存月数(1カ月未満切り捨て)です。

●上記計算に用いる指標金利は、次のとおりとします。

対象となる期間が1年のときはLIBOR[ロンドン銀行間取引金利](円)、

対象となる期間が2年以上のときは金利スワップレート(円)を指標とします。

ただし、LIBOR(円)または金利スワップレート(円)が消滅する等、上記指標を市場価格調整率の計算に用いることが適切でなくなった場合、

ハートフォード生命は事前の予告なく変更することがあります。

■ 相続年金支払特約について

死亡保険金額を年金基金に充当して、毎年定額の相続年金をのこすこともできます。

- ・相続年金は相続年金受取人のお申し出があっても一括で受け取ることはできません。
- ・死亡保険金額の年金基金への充当割合は100・75・50・25%の範囲で選択できます。
- ・相続年金受取開始日は、被保険者がお亡くなりになった日の1年後です。

相続年金受取期間を契約者が5・10・15・20・25・30・35・36年から選択できます。

期間満了時の相続年金受取人の年齢は105歳までとなります。

相続年金支払特約を付加した場合の相続資産の評価(定期金に関する権利の評価)は、次の算式により計算されます(相続税法第24条)。

$$\text{相続資産の評価額} = \text{相続年金受取総額} \times \text{相続年金の評価割合} \\ (\text{相続年金額} \times \text{残存期間})$$

相続年金の評価割合

残存期間	5年以下	5年超～ 10年以下	10年超～ 15年以下	15年超～ 25年以下	25年超～ 35年以下	35年超
相続年金受取総額 に対する割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

■ 税金のお取り扱いについて

「一般の生命保険料控除」の対象となります(「個人年金保険料控除」の対象とはなりません)。

年金受取時

年金額への課税 ⇒ 所得税(雑所得) + 住民税

- ・契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に贈与税の対象となります。

解約時や年金一括受取時

解約時の課税

確定年金一括受取時の課税 ⇒ 差益に対して 所得税(一時所得) + 住民税

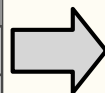
ただし、

- ・確定年金を保険期間5年以内に解約した場合の課税 ⇒ 差益に対して20%源泉分離課税

- ・保証期間付終身年金と保証期間付夫婦年金を一括で受け取った場合の課税 ⇒ 所得税(雑所得) + 住民税

死亡保険金を受け取る場合

契約者	被保険者	死亡保険金受取人 (課税される人)	死亡保険金 に対する課税
本人	本人	配偶者	相続税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)
本人	配偶者	子	贈与税



死亡
保険金

死亡保険金の
相続税非課税枠*

* 死亡保険金の相続税非課税枠 = 500万円 × 法定相続人の数

他のすべての死亡保険金と合算して、上記の金額までは相続税がかかりません。

! 税金のお取り扱いについては、平成20年5月現在施行中の税制によるものです。したがって、将来変更される場合がありますのでご注意ください。なお、個別の税金のお取り扱いについては、所轄の税務署等にお問い合わせください。

積立利率は、次の方法でご確認いただけます。

■ 募集代理店へのお問い合わせ

■ ハートフォード生命のホームページで ホームページアドレス・・・<http://www.hartfordlife.co.jp>

ハートフォード生命はセカンドライフのための

バリエーション豊かなアドバイス、ソリューションを提案します。

ハートフォード生命は「セカンドライフの達人」として、トップブランドを目指します。



諸費用について

ご契約時・積立利率保証期間の更新時・年金受取時に所定の費用をご負担いただきます(積立金額から費用を差し引いて運用します)。

●この商品にかかる費用の合計額は、「ご契約時の費用(「契約時費用」)」と「年金受取期間中の費用(「年金管理費」)」となります。また、特定のお客さまには「更新時の費用(「更新時費用」)」がかかります。

●契約時費用および更新時費用

- ・契約時費用：一時払保険料に対して契約時費用率を乗じて計算した金額です。
- ・更新時費用：更新時の積立金額に対して更新時費用率を乗じて計算した金額です。

積立利率保証期間	契約時費用率	更新時費用率
10年	5%	4%
1年	—	0.1%

上表に定める契約時費用率および更新時費用率は、ハートフォード生命により将来変更される可能性があります。

●年金管理費

年金の受取期間中、年金額に対して1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。

■ハートフォード生命について

THE HARTFORD(米国)

米国では火災保険事業から始まり、200年近くにわたり、顧客の信頼に応じてきました。特に変額個人年金(Variable Annuity)事業では全米でもトップクラスの規模にあります。2007年12月末でのグループ全体の総資産は3,603.61億ドル(1ドル=114.16円換算で約41兆1,388億円)に及びます。

ハートフォード生命保険株式会社(日本)

米国ハートフォードの100%出資による子会社として日本では2000年12月に営業を開始しました。2007年9月末現在、変額個人年金保険においてナンバーワン*の実績を誇っています。

*変額個人年金保険の特別勘定資産残高 国内シェア24.2%(保険毎日新聞2007年12月7日発行より)

■ハートフォード生命保険株式会社は、スタンダード&プアーズ社より「AA-」(保険契約債務を履行する能力は非常に強い)の保険財務力格付けを取得しています。(2008年5月末日現在)

◎保険財務力格付けとは、保険会社の保険金を支払う能力に対するスタンダード&プアーズ社の現時点での意見です。格付けは保険会社の財務力あるいは安全性を保証するものではなく、同社が保険金支払等について保証するものでもありません。

◎最新の格付け情報については、スタンダード&プアーズ社のウェブサイト、<http://www.standardandpoors.co.jp>をご覧ください。

「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)／ご契約のしおり・約款」は、ご契約にともなう大切なことをご説明しています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただきますようお願いいたします。後日お送りする保険証券と共に大切に保管し、ご活用ください。

募集代理店からのお知らせ

- ・本保険商品のお申し込みの有無が、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- ・保険料に充当するための借入を前提としたお申し込みは、お受けできません。
- ・本保険商品はハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

この保険商品はクーリング・オフ制度の対象となります。詳しくは、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)／ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

「レシエンテ」はハートフォード生命保険株式会社の積立利率変動型個人年金保険Ⅱ型(円建)の商品名です。

ハートフォード生命保険株式会社は、募集代理店と募集代理店委託契約を締結し、募集代理店の生命保険販売資格を持つ生命保険募集人を通じて積立利率変動型個人年金保険を販売いたします。この保険商品のご購入の検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)／ご契約のしおり・約款」をご覧ください。必ず生命保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

■生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとハートフォード生命保険株式会社との保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約の締結の代理権および告知受領権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してハートフォード生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。

■生命保険契約者保護機構について

万一、保険会社が経営破綻した場合、死亡保険金額・積立金額・払戻金額・将来の年金額等が削減される場合があります。その際には「生命保険契約者保護機構」により、ご契約の保護が図られることとなります。ただし、この場合にも死亡保険金額・積立金額・払戻金額・将来の年金額等が削減されることがあります。契約者保護措置の詳細については「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 ■TEL 03(3286)2820 ■ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp>

[募集代理店]



株式会社三井住友銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第54号

加入協会 日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会

[引受保険会社]

ハートフォード生命保険株式会社

〒105-0022

東京都港区海岸 1-2-20

汐留ビルディング 15階

TEL：03-6219-3784 (みんなのハートフォード)

受付時間 9:00~18:00(土・日・祝日・年末年始を除きます)

<http://www.hartfordlife.co.jp>